

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

副本直送済

原告

被告 東京電力株式会社

準備書面(5)

平成24年6月14日

東京地方裁判所民事第25部単3係 御中

原告訴訟代理人弁護士	紀	藤	正	樹	
同	藤	田	城	治	
同	石	田	拓	時	
同	大	橋	正	典	
同	川	井	康	雄	
同	中	森	麻由	子	
同	花	澤	俊	之	
同	弘	中	絵	里	
同	山	口	貴	士	
同	和	佐	田	剛	志

## 第1 積極損害について

1 すでに述べたとおり，本件事故は，1号機，3号機，4号機と，原子炉建屋が相次いで爆発し，2号機S/C部でも爆発が生じたものであり，これにより，本件事故後，原子炉建屋内の大量の放射性物質が大気中に相次いで放出され，それ以後，甚大な健康被害が生じる危険のある範囲が拡大し続けた。そして，その爆発の事実や，爆発の瞬間，原子炉建屋が吹き飛ばす様子が撮影された映像等が各メディアを通じて報道され，原告が，これらの報道により，事故がどこまで拡大するか分からず，また爆発や放射性物質の大量放出が分かったときには避難さえ間に合わないかもしれないという，甚大な健康被害，ひいてはその結果としての死への恐怖を感じたことは，すでに述べたとおりである。

そのため，原告は，原告自身のみならず，当時小学生であった3人の子どもらの健康被害を避けるべく，様々な出費を強いられた。被害の程度すら予測できない差し迫った状況の中で，原告にとっては，自らと家族の生命・身体の安全を確保することが最優先であったこと，及び，原告が本訴を提起した当初は，これらの積極損害を請求することを予定していなかったため，現在，残存する証拠書類は僅かであるが，原告は，平成23年3月23日以降，平成24年1月までの間に，少なくとも，以下のとおり合計17万6148円の出費を強いられた。

### (1) ミネラルウォーター

平成23年3月23日，東京都は，都内に水道水を供給する金町浄水場（東京都葛飾区）から，乳児が飲む暫定規制値の2倍を超える放射性ヨウ素131を検出したと発表した。原告は，子どもら家族の健康の安全を図るため，ミネラルウォーターを購入せざるを得なくなり，少なくとも下記一覧表のNo. 1ないし7のとおりの出費を強いられた。上記

発表以降、関東近隣において飲料水を入手するのが極めて困難になったことは幾度も報道されており、このことから、同様の恐怖を感じたのが原告だけにとどまらないことは明らかである。なお、原告は、事故直後、市販のミネラルウォーターが入手困難となったため、同年、4月上旬に、山梨県山中湖村の取引先（自家水道でわき水を使用している）に行き、20リットルタンク20個（合計400リットル）を確保した。下記一覧表のNo. 5ないし7のミネラルウォーターは、それでもなお不足した分ということになる。

#### (2) ガイガーカウンター

本件事故により、原子炉建屋内の大量の放射性物質が大気中に相次いで放出され、それ以後、死もしくは甚大な健康被害が生じる範囲が拡大し続けたことから、原告は、自らと子どもら家族の健康の安全をはかるため、大気中の放射線量に注意を払わざるを得なかった。そのため、原告は、5月中旬に、下記一覧表No. 8のとおり、ガイガーカウンターの購入による出費をせざるを得なかった。

#### (3) 防護マスク

原告は、事故直後は、放射性物質を吸い込むことを防ぐため、以前から備蓄していた通常のマスクを子どもに付けさせ、自らも使用していたが、平成23年秋ころ、原子炉（2号機）再爆発の恐れが生じたとの報道がなされたことから、内部被ばくを防ぎ、自らと子どもら家族の健康の安全をはかる必要に迫られた。その際、通常のマスクでは、放射性物質の吸入を避けられないことが分かり、原告は、下記一覧表No. 9のとおり、防護マスクの購入による出費をせざるを得なくなった。

#### (4) レンタカー

本件事故以降、原子炉建屋内の大量の放射性物質が大気中に相次いで放出され、当初、その被害の程度が判明せず、東京都内においても放射

性物質による甚大な健康被害が生じる恐れがあると報道され、また、事故収束の見込みは全く不明であったことから、原告は再爆発などにより事故が拡大した際の避難のための移動手段を確保する必要があった。

そのため、原告は、平成23年3月13日、トヨタレンタカー大月駅前店で当面1か月間の予定で車を借りることとした。大月のレンタカーを使用したのは、東京のレンタカー店の自動車が軒並み貸し出されていたためである。東京からの避難に備えて、レンタカーを確保していた人が、原告以外にも多数いたことが窺われる。同年3月20日ごろには、再爆発の危険が減ったとの発表がなされたため、返却したが、原告は、下記一覧表No. 10のとおり、平成23年3月13日から同月21日までの9日間分のレンタカー費用8万1500円の出費を強いられた。

記

No	品目	日付	購入元	数量	価格
1	コントレックス 1500mlx12本	2011/3/23	ドリンク屋	2	2,832円
2	ミネラルウォーター 20L	2011/3/23	水の駅 キ リシマフー ズ	3	5,250円
3	ミネラルウォーター 20L	2011/3/23	水の駅 キ リシマフー ズ	4	6,700円
4	奥京都「古都の天然 水」12リットル X2 本	2011/3/28	OFFICE OASIS	1	3,360円
5	麒麟アルカリイオ	2011/6/12	おいでやす	3	3,093円

	ンの水 2L ペット 6 本入り		カキモト		
6	サントリー天然水 2Lx6 本 x2 箱	2011/6/16	Amazon	12	17,335 円
7	サントリー天然水 2Lx6 本 x2 箱	2011/8/25	Amazon	4	3,528 円
8	ガイガーカウンター	2011/5/23	Values Online	1	46,400 円
9	3M 防塵防護マスク 5 枚	2012/1/11	Amazon	1	6,150 円
10	レンタカー	2011/3/13	トヨタレン タリース	9 日	81,500 円

合計 17 万 6148 円

2 以上のとおり、原告は、本件事故により大量の放射性物質が大気中に相次いで放出され、それ以後、甚大な健康被害が生じる範囲が拡大し続けたことにより、これを避けるために上記出費を行わざるを得なかったことは明らかであり、この金銭支出は、本件事故と因果関係あるものであることは明白である。

また、これらの上記支出は、原告が感じた極度の不安や恐怖を裏付けるものである。

よって、少なくとも上記 17 万 6148 円の支出は、本件事故により原告が被った損害といえる。

## 第 2 被告の過失と慰謝料の関係について

### (1) 加害者の過失態様が慰謝料請求金額を左右すること

不法行為一般において、加害者の過失の程度は、被害者が受ける被害感情や精神的苦痛を左右するため、慰謝料金額に影響するものであるこ

とは、従前の裁判例でも指摘されていることである。

例えば、クロロキン訴訟の控訴審判決（東京高裁昭和63年3月11日（判タ666号91頁））は、下記のとおり判示している（下線は原告代理人による）。

「不法行為により被害者の被った精神的損害に対する慰謝料の算定に当たっては、他の諸般の事情とともに加害行為の態様（加害者が故意でしたか、過失か、その過失、悪性の程度等）が斟酌されるが、それはその態様の如何によって被害感情、被害者の受ける精神的苦痛の程度に差異があるのが通常であり、これが慰謝料額に反映されるべきであるからである」

また、クロム酸塩訴訟の札幌地裁判決（昭和61年3月19日（判時1197号1頁）も、下記のとおり、加害者の過失の具体的内容を慰謝料算定要素としている（下線は原告代理人による）。

「全操業期間における栗山工場のクロム酸塩等製造工程の具体的状況、特にその劣悪な作業環境、生存原告ら、右死亡者らの勤務関係・作業内容、被告会社の管理下での労務提供に起因する各種身体障害罹患、加害者と被害者の相互関係（互換性の欠如等）、右の者らが罹患した肺がんを含むクロムによる身体障害の症状・病理・特性等、被告会社の結果予見・予見可能性の状況、結果予見義務違反の内容・程度、結果回避可能性の状況、結果回避義務違反の内容・程度、右死亡者らの病歴・家族関係、生存原告ら、右死亡者らの年齢（死亡者については死亡時年齢）、更には前記関係証拠から認められる右の者らのその余の個別的事情等を総合考慮すると、本件においては、被告会社の前記加害原因行為に起因して右の者ら、とりわけ右死亡者らが被った被害に対する慰謝料額の判断につき、前記1の許容限度内における最大限の考慮をなし得ると解され、更に、その具体的慰謝料額として次のと

おり定めることが相当であると認められる。」

本件において、被告が事故前にいかなる事態を予見し、あるいは予見可能であったのか、本件事故の回避が可能であったのか、被告がどのように回避義務を怠ったのかということは、その結果、本件事故により生じた原告の精神的な苦痛、被害感情を大きく左右することになる。

原告が本件で被った精神的損害は、将来に亘って継続する長期的かつ深刻な健康被害に対する恐怖であるが、そのような長期的かつ深刻な恐怖を与えた原因となる被告の過失の程度、内容により、その苦痛の程度は左右されるのは当然である。

## (2) 慰謝料増額事由となり得ること

本件は、今後の各事故調査委員会の調査結果により、被告の過失の内容がより明らかになるものと思われる。

このため、最終的に明らかとなる被告の過失の内容如何では、現在原告が請求している慰謝料につき、被告の過失が極めて重大であることを慰謝料増額事由として、請求額を増額することが考えられる。

この点、例えば、下記医療過誤訴訟の裁判例では、加害者の過失の程度が被害者の苦痛を増大させる要因として、慰謝料の算定に影響を与えるものである旨述べている（横浜地方裁判所平成13年10月31日。判タ1127号212頁）（下線は原告代理人による）。

「Fらの過失の程度をみるに、前記1（2）ウのとおり、Fらは脳幹部への放射線照射を安全な線量に容易に抑えることができたにもかかわらずこれを怠ったものであり、その過失の程度は極めて重大である。このことは、原告らの苦痛を増大させる要因として慰謝料額の算定において考慮すべきである。」

以上のとおり、被告が原賠法上の責任を認めていると否とに関わ

らず、損害額慰謝料を確定する上でも、被告の過失は重要な争点となる。

### 第3 不法行為後の事情

なお、念のためであるが、不法行為後の加害者の不誠実な言動も慰謝料の増額事由となることもまた明らかであり、本件事故後の被害の不誠実な言動についても、今後主張立証していく予定である。

以上